

令和2年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和2年	9月24日(木)	第1回	開会	午前	9時31分
				休憩	午前	10時 2分
			第2回	再開	午前	11時31分
				休憩	午前	11時34分
			第3回	再開	午後	5時50分
				休憩	午後	5時52分
			第4回	再開	午後	6時34分
				散会	午後	6時38分
		9月30日(水)		開会	午前	9時31分
				散会	午前	9時40分
	10月	2日(金)		開会	午前	9時34分
				散会	午前	9時41分
	10月	6日(火)	第1回	開会	午前	9時31分
				休憩	午前	9時42分
			第2回	再開	午後	0時16分
				散会	午後	0時19分
	10月	14日(水)	第1回	開会	午前	9時30分
				休憩	午前	9時38分
			第2回	再開	午後	1時59分
				閉会	午後	2時 4分

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、
小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、
木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年9月24日(木)第1回)

委員長

1 杉島理一郎議員の議員辞職許可についてだが、本日、杉島理一郎議員から議長宛てに、議員辞職願が提出された。

この件については、本日の議事の冒頭において、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

また、辞職許可後の会派別所属議員数は、お手元の資料1のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 9月定例会の付議予定議案の追加についてだが、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、開会日に提案させていただく議案の追加について、説明申し上げる。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加をさせていただく議案は、予算1件である。

まず、追加をさせていただく経緯であるが、9月11日に厚生労働省から「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」通知があった。これは、65歳以上の方など予防接種法に基づく定期接種対象者に対して、10月1日から優先的にインフルエンザワクチンを接種できるよう呼び掛けるものである。このような中、本県として高齢者等にインフルエンザワクチンの早期接種を促すことが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、医療現場の負担軽減などにつながると判断したことから、急きよではあるが、補正予算を編成したところである。

お手元の資料2「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)案の概要」を御覧願う。今回の補正予算案は、高齢者等のインフルエンザワクチン接種費用に係る自己負担相当額を市町村へ補助することで、高齢者等の接種費用の無償化を実現するものである。その結果、一般会計の補正予算額は21億3,961万1千円となり、既定予算と今回の第8号補正予算を合わせた累計額は2兆1,791億6,963万7千円となる。

なお、10月1日からの高齢者等に係るワクチン接種の無償化に向け、速やかな予算措置が必要となるため、本補正予算案については、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

お手元の資料3は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上で私からの説明を終わる。どうぞよろしく願います。

委員長

ただ今、執行部から、急施を要するとの要請があった付議予定議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、本日予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は知事の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

3 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料2により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月30日(水)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、10月1日(木)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、10月2日(金)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

木下委員

10月2日については、1番目が山口京子議員、3番目が飯塚俊彦議員でお願いします。

委員長

次に、10月5日（月）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

木下委員

10月5日については、1番目が木下博信議員、3番目が岡田静佳議員でお願いします。

委員長

次に、10月6日（火）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することよいか。

< 了 承 >

木下委員

10月6日については、1番目が吉良英敏議員、2番目が岡地優議員、3番目が神尾高善議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。 >

委員長

4 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・10月2日（金）、案文については一般質問最終日・10月6日（火）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月14日（水）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

5 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和2年度の策定等予定計画一覧表の提出についてである。

この件は、去る令和2年2月定例会招集告示日の議会運営委員会において確認されたが、変更が生じたことから、改めて、資料3のとおり知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

この件について、執行部の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和2年度の策定等予定計画一覧表の提出について、説明申し上げる。

去る令和2年2月定例会招集告示日の議会運営委員会において、令和2年度に策定等予定の計画として、お手元の資料3の4枚目にある「埼玉県文化芸術振興計画」「埼玉農林水産業振興基本計画」に加え、「埼玉県地域保健医療計画」の3計画について御確認いただいた。

「埼玉県地域保健医療計画」については、医療法の規定に基づき、計画期間の3年目に当たる令和2年度に中間見直しを行うこととしていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでに医療従事者などの有識者で構成する協議会が開催できず、計画の見直しに必要な議論が進んでいない状況である。

このため、「埼玉県地域保健医療計画」については、見直しの時期を令和3年度に延期させていただき、令和2年度の策定等予定計画一覧表について、変更させていただくものである。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

ただ今の説明について、何か発言はあるか。

小谷野委員

埼玉県地域保健医療計画推進協議会が新型コロナウイルスで開催できなかったとのことだが、協議会を何回開催するのか。

砂川副知事

回数までは資料を持っていない。2月にこの協議会をスタートさせるという計画で臨んでいたが、開催できなかったということである。

小谷野委員

協議会も重要なことである。この件に関して、私はそんなに回数は優先されていなかったと記憶している。是非、先に送ればよいという形ではなく、重要な協議会は密にならないようにして開催してほしい。まして2月頃にはそんなに騒いでいなかったと思う。計画が遅れると県民に悪影響が出るので、是非これを注意してもらいたい。

木下委員

先ほど説明いただいた件で、地域保健医療計画について厚労省から通知が出ているのは認識している。今回の変更理由が「埼玉県地域保健医療計画について、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療法第30条の6の規定に基づく計画の見直しを延期する必要性が生じたため」となっているが、厚労省からの通知では、延期することができるという書き方であったと思う。必要が生じた理由は、通知の意図から少々掛け離れていると感じる。

じる。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が設置されているさなかであり、この件は新型コロナウイルス感染症対策にも非常に大きな影響を与えるものである。

もっと詳細に議会の方にも説明していただかないと、議会側のいろいろな方針・決定にも影響が出ると思う。

その点に対して、どのように考えてるのか。

砂川副知事

重要な見解で、御指摘のとおりだと思っている。

現場の声を聴くということで始めた協議会だが、ちょうど2月は新型コロナウイルスが非常に猛威を振るった時期に当たってしまい、現場の声が聴けなかった。これは我々の事情であり、誠に御迷惑をお掛けしたのは重々承知している。

是非、今後ないようにしっかりと議会側へも説明をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えている。今回は、どうも誠に申し訳なかった。

木下委員

そうであれば、先ほど説明にあった、延期の必要が生じたためというのは、少しニュアンスが違うのではないか。

砂川副知事

私どもとしては、現場の声が十分に聴けなかった、その現場の声を計画の見直しに反映させたい、その思いでこういう表現をさせていただいたところである。

中屋敷委員

今の関連だが、この議決事件として定めてるということは非常に重要だという認識をお持ちだということは伝わってきた。そうした中で、この計画の見直しを図るに当たって、協議会を開けないから「延期せざるを得なかった」のか、「延期する必要があった」のかというのは大きな違いがあると思う。このニュアンスの違いについてどう考えているのかということと、担当者は2月に協議会を開催するに当たりその前から動いていたはずだがどうだったのか、我々にお伝えいただきたい。

砂川副知事

御指摘のとおり、担当者がいて事務分掌としてしっかり明記されている。しかしながら、誠に申し訳ないが、保健医療部は全庁を挙げて新型コロナウイルス対策に複数の役割を持たせてまい進したということもあり、なかなかその事務に専念できなかったという実態がある。しかし、これは私どもの言い訳になるかと思う。組織で動いているので、今後しっかりとフォローするなど対応してまいりたいと考えている。

委員長

ほかには発言はあるか。

< な し >

委員長

執行部にはただ今出た意見を受け止めてもらいたいと思う。

それでは、資料3のとおり変更されたので、御承知おき願う。

委員長

6 本会議における討論についてだが、去る9月17日（木）の議会運営委員会において、自民から提案のあった、「各委員会の正副委員長は、自身の委員会で提案する議員提出議案に対して、本会議で討論を行わない」旨を先例として申し合わせる件である。

会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、何か御意見はあるか。

井上委員

無所属県民会議の検討結果を申し上げる。

我が会派は、議会は言論の府として議員の発言を終始活発な議論が行われるよう努めなければならないものと考えている。それゆえ、「各委員会の正副委員長は、自身の委員会で提案する議員提出議案に対して、本会議で討論を行わない」こととする申合せに慎重であることは、先に述べておきたいと思う。

他方、会派性を重視する議会運営の中において、同一会派のほかの議員がその意を酌んで発言をすべきという今回の提案は理解できる。

ただし、無所属議員や一人会派の議員が正副委員長を務めることについて、制度上、否定することはできない。この場合、代わりに討論を行う議員はいない。

以上を踏まえ、我が会派としては、今回の自民からの提案について、各委員会の正副委員長は、無所属議員や一人会派の場合を除き、自身の委員会で提案する議員提出議案に対して、本会議で討論を行わないということであれば賛同する。

委員長、よろしく願います。

小谷野委員

この件に関しては、前回、副委員長が討論するという事で、正副委員長が過去の慣例を基に調整したが、どうしてもやるんだということで行われた。にもかかわらず、議場であのような発言をしたのは、私は非常に無礼だと思っている。

各委員長、各副委員長の責任というものをしっかりと御認識いただくということで、議会運営委員会の皆さんには、是非、御協力をよろしく願います。

井上委員

今お話しいただいた中で、あの発言、無礼な発言とは具体的に何かお示しいただきたい。

小谷野委員

議会運営委員会で認めていただいたと言ったことである。私は納得していない。前例がないということで、正副委員長が何度も話し合いに行ったが、折り合いがつかず討論が行われた状況であった。

過ぎたことを言っても仕方がないが、そうした経緯によりこの案が出ている。

井上委員

議会運営委員会で認めていただいたと言ったことが問題であるとのことだが、議会運営委員会で認められたわけである。その事実を述べたことがどうして無礼になるのか分からない。

また、これは議運だけではなく、ほかの常任などの場合も考えての案である。さきの件

が、ほかの委員会運営に支障を来すことはないと思う。

小谷野委員

私が言いたいのは、何度も正副委員長が3人で話した上で、それでも行われたということである。その時の主張を突き通すのならよいが、このように申し合わせるから今後はそのようにしないというのであれば、その時に考えてほしかった。

過去に例がないわけであるので、その場その場の自分の立場を考えましょうということである。

井上委員

正副委員長が議員提出議案をまとめるに当たって、立場として調整を図るのは当然だと思う。一方で、正副委員長も自身の考えないし会派の考えを持っているので、その議員提出議案に反対している場合も当然存在する。先ほど事例を出されたケースも、正副委員長のうち副委員長の1人は提案者にもなっていない、かつ、先例がなかったからこそ、議会運営委員会の場で認められるという形になった。その認められたことに基づいて、討論に立っているのだから、それが責められることはないと思う。

他方、今回提案のあった、ほかに会派の仲間がいるのだから、その者が代わりに討論すればよいのではないかとということ、私は否定しない。ただし、無所属議員や一人会派の議員が正副委員長になるということは制度上否定されていないので、その場合は自身で討論を行うことも配慮すべきではないかと申し上げた。

今回の申合せに関して言えば、先ほど言った一人会派や無所属の方々への配慮さえあれば構わないと申し上げている。

小谷野委員

水掛け論になってしまうが、今そのように思っているということであれば結構である。ただ、それと同じことを正副委員長が話しに行ったときに、そうではない考え方を示したので、なぜ急に変わったのかなと思ったわけである。前例もないので、会派のほかの議員が代わりに討論をやってほしいということ、委員長はかなり言ったと思う。ほかの人がいないわけではなかった。

今後そうしていただくことは結構だが、あの時の正副委員長のいろいろな話の中で、しっかりとそれを納得していただくのが通常ではないかなと私は思ったので、話をさせていただいた。

木村委員

提案を持ち帰らせていただいた。自民の提案に関しては、趣旨があり、理解をしたので、先例とすることについては賛同する。

秋山委員

私どもの団では、提案されたとおり申し合わせることでよいとなった。ただし、可能性として一人会派や無所属議員が正副委員長になる場合を排除すべきでないという意見については、私もそのとおりだと思う。

萩原委員

我が会派も持ち帰り、協議をした。自民党の提案に対して賛成する。

委員長

ほかには発言はあるか。

< な し >

委員長

ただ今、無所属議員や一人会派への配慮ということの提案もあった。
それでは、原則として、自民の提案のとおり申し合わせることに決定した。

井上委員

確認だが、その辺の配慮があるということでよいか。

委員長

そこは、正副委員長に任せていただきたい。
各委員会の正副委員長には、私から伝えておく。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他に入る前に申し上げる。

まず、議員政策研修会についてだが、本日、午後1時から第4委員会室において開催されるので、議員各位の御参加をお願いする。

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、知事の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに開会することでよいか。

< 了 承 >

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年9月24日(木)第2回)

委員長

1 常任委員の所属変更についてだが、細田善則議員から、県土都市整備委員会から企画財政委員会へ所属変更したい旨の申出があった。

については、細田善則議員を、県土都市整備委員会から企画財政委員会へ所属変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、次の本会議において、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

委員長

2 知事提出急施議案(第109号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、常任委員会閉会后とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年9月24日(木)第3回)

委員長

1 企画財政委員会副委員長の互選結果についてだが、副委員長に細田善則委員が互選された。

については、次の本会議においてこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 知事提出急施議案(第109号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

委員長

1 知事提出急施議案(第109号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議席の一部変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料のとおり、自民の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

ただ今、御確認いただいたとおり、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、一般質問初日・9月30日（水）からとすることによいか。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことによいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月30日（水）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年9月30日(水))

委員長

この際、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

議長

本会議前のお忙しいところではあるが、議会運営について、お時間をいただきたいと思う。

歴史と伝統ある本県議会として、諸先輩方が培ってきた先例等を継承し、重んじるのは当然である。

他方、時世に即して、在り方を変化・発展させていくこともまた重要だと考えている。

県民の生活様式は、コロナ禍に対応するため、大きな変化が求められたが、我々県議会も、山積する諸課題に対応するため、議会を活性化すべく変化・発展していくことが求められているものと思う。

そこで、議会改革について、3点、提案申し上げる。

1点目は、「一般質問における一問一答方式の導入」である。既に多くの府県議会で導入されているが、本県議会でも、現在の一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式を導入することを御検討いただきたいと思う。質問する議員が、方式を自由に選択できるようにすることで、より活発な質疑質問がなされるものとする。

2点目は、「オンライン委員会を可能とすること」である。オンライン本会議は、現行の地方自治法上ではできないが、オンライン委員会については、「各団体の条例や会議規則の改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症等で委員会への参集が困難な実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えない」旨の見解が総務省から示されている。不測の事態に備えた制度設計を行い、言論の府たる議会の本分を全うできるようにしていただきたいと思う。

3点目は、「ペーパーレス議会システムの導入」である。既に議会資料の一部についてはペーパーレス化を実現したところではあるが、今後、全面的に推進するためには、我々議員の議会活動が、ペーパーレス化により、一層活性化するような仕組みが不可欠だと考える。そこで、本県議会に適したペーパーレス議会システムの導入検討をお願いしたいと思う。

提案は以上である。その他の分野についても様々お考えはあるかと思うが、議会改革の早期実現という観点から、今回は3点に限定して提案させていただいた。

検討の場の設置等を含め、ただ今の提案の実現に向けた御協議を、議会運営委員の皆様をお願いしたいと思う。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

この件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、令和2年9月24日提出、埼玉県議会定例会議案等の一部変更について説明申し上げます。

第99号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」と同時に提案した第109号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）」については、急施の取扱いをお願いしたところ、9月24日に御議決を賜った。誠に感謝する。

お手元の資料「埼玉県議会定例会議案変更表」及び「埼玉県議会提出予算説明書変更表」を御覧願う。

補正予算第8号の成立に伴い、補正予算第7号の「議案」及び「予算説明書」において、「歳入歳出予算の総額」「補正前の額」及び「計」の欄の数値に変更が生じたものである。

以上、よろしくお取り計らいのほど、願います。

委員長

ただ今の説明のとおり、変更を了承することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この件については、本日の本会議冒頭で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

井上委員

本会議前のお忙しいところ恐縮だが、少々お時間をいただきたいと存じる。

私たちは、今定例会で議員提出議案として条例案を提出したいと考えている。条例案の提案趣旨をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

県民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

井上委員

お配りした資料を御覧いただきたいと存じる。

埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、県議会議員の議員報酬を減額する特例を定めるための条例を制定するものである。

詳細な内容については、各会派の御意向等を更に伺いながら、正式な提案に向け、協議を進めさせていただきたいと存じる。

各会派におかれては、この件をお持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

3 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問3日目・10月2日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年10月2日(金))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

まずはじめに、このたびはお忙しい中、須賀委員長におかれては、議会運営委員会を開催していただき、また委員の皆様方におかれては、お集まりいただき、誠に感謝する。

委員長のお許しをいただいたので、10月6日・一般質問最終日に追加提案させていただく議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案させていただく議案は、予算1件である。

国は、8月28日に「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定し、これを受け、9月15日には総額1兆6,386億円となる「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」を閣議決定した。これらの中では、季節性インフルエンザの流行に備え、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の抜本的な拡充や医療提供体制の確保などが盛り込まれ、感染拡大の防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋を付けるとしている。

そこで、本県としても、国の動向に迅速に対応するため、検査・医療提供体制の強化や生活福祉資金の特例貸付の延長に要する経費について補正予算を編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は414億7,054万5千円となったところである。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明させるので、よろしく願います。

以上で私からの説明を終わる。どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、追加提案を予定している議案の詳細を、お手元の資料により説明する。

資料1「埼玉県議会令和2年9月定例会付議予定議案件名(追加提出)」を御覧いただきたいと存じます。追加提案を予定している議案は、予算1件である。

資料2「令和2年度9月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。今回の補正予算案は、国の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」や、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」の閣議決定を踏まえ、検査・医療提供体制の強化などに要する経費について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は414億7,054万5千円となっている。

それでは、「3 内容」について説明する。

まず、一つ目の○、「検査・医療提供体制の強化」についてである。「インフルエンザの流行期における発熱患者増加に備えた抗原検査費用の増額」については、季節性インフルエンザの流行期に増加が見込まれる発熱患者と新型コロナウイルス感染症患者との識別が困難であるため、地域の医療機関で両方の検査体制が確保できるよう、新型コロナウイルス感染症の抗原検査に要する経費を増額するものである。次に、「県が指定する『診療・検査医療機関(仮称)』の体制確保支援」については、インフルエンザの流行期に発熱患者が

地域で適切に相談・診療・検査を受けられるよう、県が地域の医療機関を「診療・検査医療機関（仮称）」に指定し、その体制確保を支援するものである。「体制整備のための協力金の創設」については、発熱患者から相談を受ける体制の強化などに要する経費として、1医療機関当たり50万円を助成等するものである。「国が配布する个人防护具の保管・配送」については、国が提供するサージカルマスク等の医療用物資を「診療・検査医療機関（仮称）」に配布するため、物資を一時的に保管する倉庫の借上料や配送に要する経費を計上している。「重点医療機関に対する病床確保料の増額」については、国が診療報酬の引上げに合わせて重点医療機関の空床確保などに要する経費の補助単価を引き上げたことに伴い、所要額を措置するものである。

続いて、二つ目の〇、「生活に困っている人々への支援」についてである。「生活福祉資金の特例貸付の受付期間延長に伴う補助金の増額」については、国が特例貸付の受付期間を12月末まで延長したことに伴い、必要な貸付原資や事務費を措置するものである。

次に、「4 財源」についてである。今回の補正予算案では、特定財源である国庫支出金のほか、繰入金を充てている。資料3は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・10月6日（火）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年10月6日(火)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案の取扱いについてだが、去る10月2日(金)の議会運営委員会で執行部から説明がなされ、本日、追加提案される、「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第9号)」の取扱いについて御協議いただきたいと存じる。

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり産業労働企業委員会において、報告を行わせることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案(第99号議案ないし第106号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 決算特別委員会の設置、第107号議案及び第108号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてである。

まず、第107号議案及び第108号議案については、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料2の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

以上、決算特別委員会の設置、第107号議案及び第108号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案及び請願の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を本日の本会議散会後に開会することによいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る9月30日(水)の議会運営委員会で県民から提案があった。

この件について、県民から発言を求められているので、これを許す。

井上委員

本会議前のお忙しいところ恐縮だが、少々お時間をいただきたいと存じる。

去る9月30日の議会運営委員会において、我が会派より、本日までに各会派の意向などを更に伺いながら、正式な提案に向け協議を進めていきたいとしていた条例案について、資料をお配りして、改めて詳細についての説明の機会をいただければと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

県民の条例案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

井上委員

お配りした条例案の概要を御覧いただきたいと存じる。

まずはじめに、委員の皆様にお詫びを申し上げたいと存じる。先日の議運でお配りした資料では、条例名は「埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」となっていた。しかし、各会派と協議を進める中で、削減の範囲は月額報酬だけでなく期末手当まで及ぶこととなった。そのため、このたび提案申し上げる条例の名称は「埼玉県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例」となった。月額報酬と期末手当は密接に関わるものとはいえ、本来は9月30日の時点の表記と異なることは望ましくないことは重々承知している。大変申し訳ない。

重ねてお詫び申し上げた上で、条例案について説明申し上げます。

このたびの条例の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減額する特例を定めるための条例を制定するものである。

内容としては、議員報酬の月額を100分の20、つまり20%減額するものである。また、併せて、令和2年12月支給の期末手当の額についても100分の20、つまり20%減額するものである。

施行期日については、公布の日。そして、条例の効力は令和2年12月31日限りで効力を失うものとする。

各会派におかれては、御賛同いただくよう、よろしくお願いする。

委員長

それでは、ただ今配布した条例案1件について御協議いただきたいと存じる。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第23号議案は、提案者を代表して、47番井上航議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に、知事から追加提出される第110号議案と併せて質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第23号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料3のとおり、意見書18件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

6 議会改革についてだが、去る9月30日（水）の議会運営委員会において、議長から提案のあった、議会改革の件である。

この件は、議員の議会活動に関する件であるので、まずは会派間で協議・調整をしていただきたいと考えている。

については、私において、会派間で検討する場を整えるので、そちらで御検討いただき、後日、検討結果を議会運営委員会に報告いただくこととしたいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、今後、調整させていただく。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第23号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年10月6日(火)第2回)

委員長

1 第110号議案及び議第23号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から第110号議案及び議第23号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月12日(月)午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月14日(水)の議会運営委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月14日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年10月14日(水)第1回)

委員長

1 決算特別委員会正副委員長及び公社事業対策特別委員会副委員長の互選結果についてだが、お手元の資料1のとおり、それぞれ互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、第99号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)」に対する企画財政委員会、総務県民生活委員会及び文教委員会の審査結果は修正である。

詳細については、報告書の別添部分を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

本議案が修正可決された場合、第110号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第9号)」の補正前の額及び補正後の合計額に変動が生じる。

については、議決の結果生じる数字の整理を議長に委任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、第99号議案の採決後、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

委員長

3 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の提言の配布についてだが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の提言を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、環境農林委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料2のとおり議請第5号である。

本請願について、特に討論を必要とするか、御意見を願います。

秋山委員

本会議で討論を行うことは、議会が分かりやすくなることに寄与すると思うので、是非、行わせていただきたい。

木下委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料3の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料3の案のとおり決定した。

委員長

6 意見書案についてだが、去る10月2日（金）（一般質問中日）までに各会派から提出された意見書案の柱18件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料4の一覧表のとおり、共同提案4件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の3件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書3件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げる。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後２時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和2年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年10月14日(水)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、18番江原久美子議員から第99号議案の修正案に対する反対討論及び第100号議案に対する賛成討論、28番町田皇介議員から第100号議案に対する賛成討論、45番前原かづえ議員から第99号議案の修正案に対する反対討論並びに第100号議案及び議第23号議案に対する賛成討論、19番中川浩議員から第100号議案及び議第23号議案に対する賛成討論、33番石川忠義議員から議第23号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、15番秋山もえ議員から議第28号議案ないし議第30号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他に入る前に申し上げる。

去る10月6日(火)の議会運営委員会において、議会改革について、会派間で検討する場を整える旨を申し上げたが、このたび、議会改革検討会が設置されたので報告する。

委員長

その他の(1) 12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、11月30日(月)～12月18日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。